

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本県では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するため、平成14年3月、「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、県民・事業者・団体との連携・協力のもと、様々な分野において施策を展開してきました。

しかしながらこの間、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、家族や地域におけるつながりの希薄化、経済の低迷による雇用環境の悪化、非正規労働者の増加、国際化の一層の進展など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、また、国における男女共同参画基本計画の改定をはじめ、関係法制度の整備も進んできています。こうした中で、男女共同参画に対する県民の理解は深まりつつありますが、性別による固定的役割分担意識は未だ根強く残っており、また、政策・方針決定過程における女性の参画が進んでいないことや、出産、子育て期の女性で、就業希望はあるものの就業を中断せざるを得ない状況、仕事と家庭生活などとの調和についての希望と現状の乖離、女性に対する暴力件数の増加など各分野における課題が存在しており、活力ある地域社会をつくるためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参加の促進、男女の働き方の見直しなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められます。

このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定します。

### 2 計画の基本理念

この計画の基本理念は、「茨城県男女共同参画推進条例」(平成13年茨城県条例第1号)第3条に規定する基本理念に基づき、以下のとおりとします。

#### (1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、十分に実現されるには至っていません。男女共同参画の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることが重要です。

## (2) 社会制度・慣行への配慮，多様な生き方の選択

社会における制度や慣行が，性別による固定的な役割分担などを反映して，結果として男女共同参画社会の実現を阻害する要因となるおそれがあることから，その及ぼす影響に配慮し，見直すことが必要です。また，男女が性別にかかわらず多様な生き方を自らの意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

## (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには，男女が社会の対等な構成員として，行政や事業者，地域などあらゆる場において，政策などの立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

## (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会参画をしていくためには，子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動について，家族を構成する男女が共に協力し合い，家庭生活とそれ以外の活動を両立することができるようにすることが重要です。

## (5) 国際的協調

男女共同参画の取組は，国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや本県における国際化の進展を踏まえて，国際的な視点を持って施策を推進することが重要です。

# 3 計画の性格

- (1) 「茨城県男女共同参画推進条例（平成 13 年茨城県条例第 1 号）の基本理念に基づき，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき，国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- (3) 「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 14 年 3 月策定）を踏まえながら，新たな課題への取組を進める計画です。
- (4) 「茨城県総合計画」の部門計画として，他の部門計画との整合性を確保した計画です。
- (5) 「いばらきの快適な社会づくり基本条例」（平成 19 年茨城県条例第 67 号）及び「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」（平成 22 年 3 月策定）に即した計画です。
- (6) 県・県民・事業者が一体となって，男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (7) 市町村においても，この計画の趣旨を勘案し，地域の実情に応じた取組がなされるよう期待するものです。

## (1) 3つの基本目標

この計画では、茨城県男女共同参画推進条例の基本理念を将来にわたり具現化するために次の3つの基本目標を設定しました。

**基本目標****男女の人権が尊重される社会の構築**

男女の人権が尊重される社会の構築に向けて、性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画に関する正しい理解に基づき主体的に取り組める環境づくり、国際的動向の理解促進、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援、メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報発信の働きかけなどの総合的な取組を推進します。

**基本目標****あらゆる分野における男女共同参画の推進**

男女が男女共同参画の視点を持って主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができるようにするため、政策・方針決定過程への女性の更なる参画の促進、働き方の見直しなどの男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進、将来を見通した自己形成ができるようにするための子どもの頃からの男女共同参画の理解促進、県民・事業者・団体が男女共同参画の視点を持って地域の課題を解決するための取組を促進します。

**基本目標****多様な働き方を可能にする環境の整備**

男女が意欲を持って就労し性別にかかわらず能力を十分に発揮していくため、雇用の場における男女平等の確保や多様な働き方のための環境整備、生涯にわたる雇用・就業の支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、農山漁村の性別による固定的役割分担意識の解消や政策・方針決定過程への女性の参画促進などに向けた取組を推進します。

## (2) 計画で改めて強調すべき視点

前回計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の現状にみる課題を踏まえ、今回の計画において改めて強調すべき視点は次のとおりとし、今後更なる取組を進めます。

**<視点1> 女性の更なる社会への参画促進**

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するため、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入や新たな発想の取入れなどの観点から、政策・方針決定の場をはじめとして社会のあらゆる分野への女性の更なる参画を促進していくため、性別による固定的役割分担意識の解消や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、事業者・団体に対する働きかけなどに取り組みます。

#### <視点2> 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援

生涯を通じて働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮して自己実現につなげていくとともに、生活の経済的基盤を確保し経済社会の活性化を図っていくため、人生の各段階の希望に応じた能力開発や雇用・就業の実現に向けた継続的支援を行います。

#### <視点3> 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活において子育て期、中高年期など各段階に応じた多様な生き方が選択できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、県民に対する意識啓発を推進し、事業者・団体のトップに対する意識改革を促進します。

#### <視点4> 地域の課題解決のための実践的活動を通じた男女共同参画の推進

地域の男女共同参画を推進していくためには、これまでの知識習得や意識啓発を中心とする取組に参加してこなかった個人や団体などに対して参加を広く促していくことが必要です。そのため、そうした個人や団体などに対して、福祉、教育、環境、まちづくりなどの身近な地域課題を解決していくにあたり、男女共同参画の視点を持って実践的な活動を進めていくよう働きかけや活動促進のための支援を行います。

#### <視点5> 男性にとっての男女共同参画の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や身近な地域における取組を推進する上では、男性の理解を深めていくことが重要です。そのため、男性の固定的役割分担意識からの脱却、長時間労働の抑制などの働き方の見直し、男性の家事・育児や地域活動への参画促進について意識啓発や支援を行います。

#### <視点6> 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

子どもが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を發揮できるように育てていくため、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進します。また、性別にとらわれることなく主体的に進路選択するための職業意識の醸成や男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理を行うための健康教育や性教育を推進します。

## 5 計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

## 6 計画の体系

計画の体系は、次のとおりとします。

**茨城県男女共同参画基本計画（第2次）**  
**いきいき いばらきハーモニープラン**  
**体 系**

計画を推進するための基本的方向

| 基本目標                | 重点課題                             | 施策の方向   |
|---------------------|----------------------------------|---|
| 男女の人権が尊重される社会の構築    | 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し意識の改革  | (1)性別による固定的役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し<br>(2)男女共同参画の視点に立った相談事業の推進<br>(3)男女共同参画に関する調査・情報提供<br>(4)地域社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実 |
|                     | 2 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進           | (1)男女共同参画に関する国際的動向の理解促進   |
|                     | 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶               | (1)男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり<br>(2)配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進<br>(3)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進  |
|                     | 4 生涯を通じた女性の健康支援                  | (1)生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透<br>(2)女性の健康の保持・増進への支援   |
|                     | 5 メディアにおける男女共同参画の推進              | (1)メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信への働きかけ<br>(2)情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)の向上の促進   |
| あらゆる分野における男女共同参画の推進 | 1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画            | (1)県における政策・方針決定過程への女性の参画促進<br>(2)市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進<br>(3)事業者・団体における女性の参画促進  |
|                     | 2 男性にとっての男女共同参画                  | (1)男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援<br>(2)事業者・団体に対する働きかけの推進、県の率先的な取組   |
|                     | 3 子どもにとっての男女共同参画                 | (1)子どもの頃からの男女共同参画の理解促進<br>(2)子どもに関する相談支援体制の整備   |
|                     | 4 地域社会における男女共同参画の促進              | (1)地域における課題解決のための実践的活動の推進<br>(2)人材の育成と地域活動への支援  |
| 多様な働き方を可能にする環境の整備   | 1 雇用の場における男女平等の確保・多様な働き方のための環境整備 | (1)雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保<br>(2)多様な働き方を可能にする就業環境の整備<br>(3)商工業等の自営業における働きやすい環境の整備  |
|                     | 2 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援              | (1)人生の各段階の希望に応じた就職・再就職、起業などの実践に向けた支援<br>(2)女性の継続就業の支援   |
|                     | 3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進   | (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に係る働きかけの推進<br>(2)仕事と子育て・介護との両立支援の推進  |
|                     | 4 農林水産業における男女共同参画                | (1)意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大<br>(2)主体的に経営参画する女性の育成<br>(3)都市住民等との交流を生かした地域づくり  |

推進体制と進行管理

|             |  |
|-------------|--|
| 1 県の推進体制の充実 | (1)茨城県男女共同参画推進本部の運営<br>(2)茨城県男女共同参画審議会の運営<br>(3)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進<br>(4)男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営<br>(5)庁内関係課で構成する部会での定期的な分析・評価の実施<br>(6)女性プラザ男女共同参画支援室の充実強化<br>(7)茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進<br>(8)意識や実態の調査研究、情報の収集と提供 |
| 2 連携の強化     | (1)県民との連携<br>(2)事業者・団体・NPOなどとの連携<br>(3)市町村との連携及び支援<br>(4)国及び各都道府県との連携  |
| 3 進行管理等     | (1)進行管理<br>(2)公表   |